【削除】(確定額の意義)

- 9-2-15 法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》の「確定額」には、現物資産により支給もの、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するようなものは、これに含まれない。
 - (注) 同号に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式による給与は、まず役員の役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の額が確定され、当該債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式(法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する譲渡制限付株式をいう。以下9-2-15の2において同じ。)が交付されるものであるから、本文の「現物資産により支給するもの」には該当しない。

【解説】

1 平成 29 年度税制改正前の事前確定届出給与は、所定の時期に「確定額」を支給する旨の 定めに基づいて支給する給与とされていたことから、その「確定額」の意義について、現物 資産により支給する給与はその現物資産の時価が変動することから確定額とはいえないこ と、支給額の上限のみを定めたものや支給額が変動するものは確定額とはいえないことを 本通達において明らかにしていた。

また、平成 28 年度税制改正により特定譲渡制限付株式(法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下同じ。)による給与が事前確定届出給与の対象に追加されたことに伴い、特定譲渡制限付株式による給与は確定した額の金銭債権の現物出資を受けて特定譲渡制限付株式が交付されるものであるため、本通達本文の「現物資産により支給するもの」には該当しないことを注書において明らかにしていた。

2 平成 29 年度税制改正において、事前確定届出給与については、所定の時期に、確定した 数の株式(出資を含む。以下同じ。)若しくは新株予約権又は確定した額の金銭債権に係る 特定新株予約権(法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権をいう。以下同じ。)を交 付する旨の定めに基づいて支給する給与がその対象に追加され、特定譲渡制限付株式を交 付する給与についても、「確定した額の金銭債権」に係るものであることが法令上明確化さ れた。

このように、「確定した額の金銭」、「確定した数の株式又は新株予約権」又は「確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式若しくは特定新株予約権」として、事前確定届出給与の対象となる給与の具体的な交付手段が法令上明確化されたことにより、「現物資産により支給するもの」についての取扱いを存置する必要がなくなったことから、本通達を削除している。

- 3 ただし、本通達の「確定額」の意義については平成29年度税制改正後の確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与の「確定した額」の意義と異なるものではないため、支給する金銭の額や株式又は新株予約権の数の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給する金銭の額や株式又は新株予約権の数が変動するようなものは、従前どおり、確定した額又は確定した数には含まれないことに留意する必要がある。
- 4 なお、連結納税制度においても、同様の通達改正(連基通8-2-14)を行っている。